

みやぎ食品衛生自主管理認証制度（みやぎHACCP）要綱を廃止する要綱  
みやぎ食品衛生自主管理認証制度（みやぎHACCP）要綱（平成16年7月20日施行）は廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際現に廃止前のみやぎ食品衛生自主管理認証制度（みやぎHACCP）要綱（以下「旧要綱」という。）第5第2項の規定により認証を受けている施設及び食品に係る取扱いについては、当該認証の有効期間(旧要綱第8第1項に規定する有効期間をいう。)の満了の日までは、なお従前の例による。

3 旧要綱第4第1項に規定する申請を知事に提出した認証申請者が、令和2年5月31日までに旧要綱第5第2項の認証を受けなかった場合は、令和2年6月1日以降も認証を受けることができるものとする。ただし、その場合の旧要綱第8第1項に規定する有効期間は、令和8年5月31日とする。